

2019年9月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- クーリングオフについて（その2）
- 有期労働契約と無期労働契約の相違に関する裁判例について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol.66



エバー総合法律事務所

クーリングオフについて (その2)

クーリングオフについては、5年前にVol.3（バックナンバーはホームページに掲載しています）で行使の仕方を含めて紹介しておりますが、今回は割賦販売法に関して取り上げてみたいと思います。

1 クーリングオフの意味

クーリングオフとは、一定の契約について、一定期間に限って、無条件に申込を撤回又は解除できる制度です。Vol.3では、特定商取引に関する法律（「特定商取引法」）について取り上げました。少しおさらいをしますと、この法律では訪問販売や、電話勧誘販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法で、ねずみ講のように新会員がさらに会員を勧誘して組織的に連鎖して拡大する商法です）、業務提供誘因販売取引（例えば、仕事を提供するので収入が得られるという口実で勧誘し、仕事に必要なからという理由で商品等を買わせるという商法で、内職・モニター商法も該当します）、特定継続的役務提供（語学教室やエステティックサロンなど長期にわたって継続的にサービスを提供するものです）についてクーリングオフを定めています。クーリングオフ期間としては連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引は契約書面受領日から20日間、それ以外は8日間です。

2 割賦販売法の適用の場面について

- (1) 割賦販売法では、クーリングオフを「個別信用購入あっせん」という取引に定めています。簡単にいうと、カードを使わない、契約書面で行うクレジットです。この場合には契約書面を受領してから8日間以内に行使することが必要です（支払を2ヶ月先に行う場合が該当します）。対象は、不動産、乗用自動車、葬儀以外の商品やサービスですが、化粧品など消耗品で、使用又は消費してしまった場合にはできません。
- (2) 前記のとおり、訪問販売や電話勧誘販売の場合にもクーリングオフが適用があることを述べましたが、このクレジットを利用して販売契約を締結した場合に、クレジットについてクーリングオフをすれば、販売契約も同時にクーリングオフさ

れることとなりました。ですから、購入者はクレジット業者だけに通知すればよいことになります。

(3) クーリングオフによる効果

クーリングオフの後には、購入者がクレジット業者に金銭を支払っていた場合、クレジット業者は購入者にその金銭を返還しなければなりません。もちろん購入者は商品も返還しなければなりません。販売業者、クレジット業者と購入者の関係を一括で清算できる規定もあり、購入者が請求を受けることはありません。

(4) クーリングオフ期間の算定の開始時について

クーリングオフ期間の算定の開始時は、クーリングオフができることが記載されている契約書面を受領した時になります。ですから、口頭でクーリングオフができることを告げられただけではまだクーリングオフ期間の算定は開始しておらず、契約書面が交付されるまではいつまでもクーリングオフができることになります。また、クーリングオフを妨げるため事実を反することを告げられて購入者が誤認したり、威迫によってできなかった場合には期間を経過していても可能です。

(5) クーリングオフ以外の救済措置

特定商取引法でも定められていますが、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える場合の取引については、1年内であれば申込の撤回又は解除ができます。また、事実と異なることを告げられずに誤認するなどの場合には消費者契約法によっても対処が可能ながありますので、契約自体に問題がある場合にはあきらめずにご相談いただければと思います。

3 その他のクーリングオフについて

紙幅の関係でご紹介できませんでしたが、そのほかにもゴルフ会員権、投資顧問契約、保険契約、預託取引契約、宅地建物取引などクーリングオフが行使できる場合があります。改めてご紹介したいと思いますが、お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会
のご案内

2019年9月18日(水)、9月24日(火)、10月2日(水)、10月9日(水)のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

有期労働契約と無期労働契約の相違に関する裁判例について

1 有期労働契約と無期労働契約について

社員の雇用形態としては、労働期間を定めていない無期労働契約の形態もありますが、期間を定めて雇用する有期労働契約の形態もあります。法律上、期間の定めを理由とした相違を設けることは認めておりますが、不合理な労働条件の相違は禁止されています。具体的には、これまで労働契約法20条において、不合理かどうかは、「労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮」となっていました。法律が改正され、この部分は「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「短時間有期法」と略します）として模様変えされ、その8条の文言が変更され「待遇」に関する不合理な相違の禁止としてリニューアルされました（令和2年4月1日施行。9条では差別的取扱いも禁止しています。）。基本的な趣旨は同じであり、以下の最高裁の判断は今後も影響すると思われるので今回取り上げることとしました（なお、中小事業主については、令和3年3月31日までは労働契約法20条により、その後は短時間有期法によることになります）。

2 不合理性の判断について

(1) 労働契約法20条に定めていた労働条件とは、賃金や労働時間等の狭義の労働条件のみならず、労働契約内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生等、労働者に対する一切の待遇を含むと考えられています。通達でも通勤手当、食堂利用、出張旅費についても格差を設けることは特段の理由のない限り合理性がないとされています。

(2) 昨年の6月1日に最高裁で2件の事例について判断が下されました。

一つは、セメント等の輸送事業を営む株式会社において、定年退職後に有期労働契約の嘱託社員として雇用されていたところ、①嘱託社員に歩合給が支給されるが能率給、職務給が支給されないこと、②嘱託社員に精勤手当、住宅手当、家族手当及び役付手当が支給されないこと、③嘱託社員の時間外手当が正社員より低く計算されること、④嘱託社員に賞与が支給されないことについて、

不合理であるとして争った事案です。1審判決（地裁判決）は相違を設けることはすべて不合理と判断しましたが、高裁は逆に地裁の判断を全部否定し、嘱託社員の請求をすべて棄却しました。最高裁は、嘱託社員と正社員の賃金の比較のみによるのではなく、各賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきであるとして、賃金の趣旨を細かく検討しています。結論からいうと、精勤手当（精勤という事実には違いはない）、超過勤務手当（計算対象に精勤手当を含めるべきである）、について不合理と認めました。

(3) また、もう一つの事例は、やはり輸送業に関する株式会社における事例でしたが、有期社員には無期正社員に支払われていた無事故手当、作業手当、給食手当、住宅手当、皆勤手当及び通勤手当（有期社員は低額となっていました）が支払われず、争われました。差戻し後の1審判決は通勤手当に関する相違は違法とし、高裁は更に無事故手当、作業手当、給食手当及び通勤手当に関する相違も違法としました。最高裁は、高裁の判断に加えて皆勤手当についても相違は不合理と判断しました。判断にあたっては上記と同様に手当の趣旨に従って解釈しています。期間の定めがあることにより、それに関連して労働条件の相違が生じたものかどうかという点が重要です。

一見すると二つの最高裁が矛盾する部分があるようにも見えますが（例えば住宅手当）、賃金体系やシステムとの関連から各手当の趣旨を実質的に検討しています。各社の賃金システム、福利厚生等には違いがあるので、手当等の名称だけで単純に判断することはできません。今後、御社の社内手当・待遇等の相違について、有期・無期の相違により生じるものか否かにつき改めて検討しておく必要はあるでしょう。

(4) 違反の効果について、両最高裁は、違反の部分について有期社員が無期社員と同じ労働条件となるものではないことを述べています。ですから、不合理な相違に対する違反の効果としては、不足分を損害賠償として精算すべきということになります。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

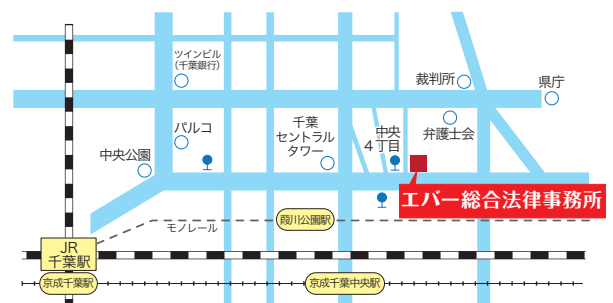
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。